

公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）

内 容	我が国官公署（国、地方公共団体又は裁判所）又は特殊法人等が発行した文書の発行者の印章（職印又は機関印）（又は署名）が真正である旨の証明（注1）。すべて外国機関あて。
使 用 目 的	現地官憲等に対し、諸手続のため、これらの文章を提出する場合。
条 件	<p>(1) 我が国の公文書、又は特殊法人若しくは学校の発行する文書であること。公証人が発行する文書は、所属法務局長の認証があれば、対象となる。</p> <p>(2) 現に有効な文書であること。</p> <p>(3) 証明の対象である印章又は署名が、公館に登録され、又はその他の手段により確認できるものであること（注2）。</p> <p>(4) 原文書の署名が肉筆であること。公印は、発行者の職印又は当該機関の印であって、朱肉、墨肉、スタンプインキによる押印又はシールプレスであること（注3）。</p> <p>(5) 申請人が証明を受けようとする公文書を所持していること。また、使用目的及び提出先が不正なものでないこと（注4）。</p> <p>(6) 書類上の本人と申請者名が異なっていても差し支えない。</p>
必 要 書 類	<p>(1) 申請人を確認できる公文書（注5）。</p> <p>(2) 証明を受けようとする公文書。</p>
形 式	外国文による証明。
注 意 事 項	<p>(注1) 公文書であっても本省又は他公館の文書は取り扱わない。</p> <p>(注2) 戸籍謄（抄）本等、一定の書式や用紙、印鑑の型等によって真正を確認できれば、証明できる。また、以前に自館で発給した控えからの確認を行って差し支えない。</p> <p>(注3) コピーや、署名のゴム印、発行者の私印は取り扱わない。</p> <p>(注4) 申請人は日本人に限らない。当該文書を使用する本人が出頭して申請するのを原則とするが、代理申請を認めてよい。</p> <p>(注5) 例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書。</p>

公文書上の印章（又は署名）の証明

1. 概 説

(1) 証明の内容

本邦官公署（国、地方公共団体又は裁判所）又は右に準ずる独立行政法人、特殊法人、学校が発行した文書の発行者の印章（職印又は機関印）の印影（又は署名）が真正であることを証明するもの。すべて任国関係機関あてで、外国文で発給する。

（注1）署名及び印章のいずれか又は両者を証明することができる。

（注2）原文書は日本文の場合も外国文の場合もある。

（注3）この証明は、発行者の署名又は印章についてのみの証明であって、文書の内容を証明するものではないが、間接的にその内容自体を保証する効果を持ち得るので、内容に誤り又は疑義がある場合は証明を拒否し、場合により本省に照会の上処理すること。

(2) 使用目的

現地官憲等に対し、諸手続のため、これらの文書を提出する場合に必要とされる。

(3) 手数料

証明書1通毎に第24号の「イ」の領事手数料を徴収。但し独立行政法人、特殊法人、学校（国公立（県立等）及び私立学校）が発行した文書については「ロ」の手数料を徴収。

(4) 外国の公文書

外国の公文書は取り扱わない。

（注）外国の公文書は、和訳文を添付するのみで本邦官公署において受理される。

2. 発 給 条 件

(1) この証明を取り扱うことのできる文書

イ. 我が国の公文書又は独立行政法人、特殊法人若しくは学校の発行する文書であること。

（注1）公文書であっても、本省又は他公館発行の文書は原則として取り扱わない。

（注2）私文書を公証人が認証した公正証書は、公証人の所属する（地方）法務局長の認証が付されていることが必要である。この場合、証明の対象となる署名又は印章は法務局長のみでなく、公証人のものでもよい。提出先の要求を申請者から確認の上、その要求に沿うように処理する。

（注3）特殊法人の範囲とは、特別の法律に基づき設立された公共の性格を有する法人である。公館が取り扱う例としては、国際協力機構（JICA）、国際交流基金、日本赤十字社、日本放送協会（NHK）、日本貿易振興機構（JETRO）、自動車安全運転センター、日本年金機構、日本銀行、国際協力銀行等がある。

(注4) この証明で取り扱う学校とは、学校教育法第1条に定められた小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（中高一貫教育を行う学校）、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園である。
専修学校及び各種学校の文書は取り扱わない。

□ 現に有効な文書であること。

(注) 有効期限の明記がなく、現に有効なものと認められているものであっても、発行日が古い文書で、新たに取得できるものは、原則として発行後6ヶ月以内の新しい文書を取得させて取り扱う。ただし、原則として本人に1通しか発給されないものや、各種資格証明や卒業証明、成績証明等の学校証書の場合は、提出先において古いものでもよいと認めている場合はこの限りではない。

(2) 証明の対象となる署名又は印章

証明の対象である署名又は印章が、印影照合システムにより確認できるか、又は以前に自館で発給したものの控え等、その他の手段により確認できるものであること。公館において確認できない場合は、提出書類とともに公電にて本省に照会する。

(注1) 所属法務局長の認証がある公証人の署名及び印章の場合、公館が直接確認できなくても、押印されている所属法務局長の公印が確認できれば、取り扱つてもよく、また、法務局長公印を証明することとしてもよい。

(注2) 戸籍謄（抄）本、登記簿謄本等、一定の書式や用紙、印鑑の型等によって真正を確認できる公文書の公印は、登録がなくても取り扱つてよい。

(注3) コピーや公印ではない発行者の私印は取り扱わない。

(3) 申請人

□ 申請人は日本人に限らない。また、書類上の本人と申請者が異なっていても差し支えない。

□ 本人が公館へ出頭して申請するのを原則とするが、代理申請を認めてもよい。

(注) 本人又は代理申請する者により、使用目的、提出先等を申請書に記入させる。

3. 必要書類

(1) 申請人が本人であることを確認できる公文書（例えば、旅券、現地官憲当局発行の写真付身分証明書）

(2) 原文書

4. 作成要領

(1) 申請人にこの証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(3) 署名、印章が公館で証明し得るものであることを、印影照合システム等で照合の上、確認する。

(4) 証明書に証明文を記入する。署名者又は印章の官（役）職氏名は当該文書から転記

する。

(注1) 見本の文例は、印證の場合であるが、この文例中、
the seal を
署名の場合は、the signature に、
署名及び印證を共に証明する場合は、the signature and seal に、
それぞれ訂正する。
なお、公印の場合は、official seal としてもよい。

(注2) 参考までに、地方公共団体及び学校関係の英文例を挙げる。

東京都 Tokyo Metropolis

北海道 Hokkaido

大阪(京都)府 Osaka (Kyoto) Prefecture

県 Prefecture

郡 County

市 City

区 Ward

町 Town

村 Village

市長 Mayor

区、町、村長 Head

小学校 Elementary (or Primary) School

中学校 Junior High School

高等学校 Senior High School

中等教育学校 Secondary Education School

短期大学 Junior College

大学 University

大学院 Graduate School

小学校から高等学校までの校長 Principal

大学(総)長 President

学部長 Dean, Faculty (又は Department, 又は School) of.....

(5) 証明書に必要事項(証明番号は証明書発給台帳にて確認)を記入の上、公館長又は担当官(代理署名の指定を受け本省に報告済みの者)が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す(青又は黒のスタンプインキ使用)。

(6) 作成した証明書を原文書末尾に綴じ合わせ、丸型館印で契印する。

(注) 原文書が2枚以上にわたるとき(原文書に契印がなければ、契印を得た上で申請させる。)の公館の契印は原文書と証明書の綴じ目のみでよい。

(7) 完成した証明書の写をとる。

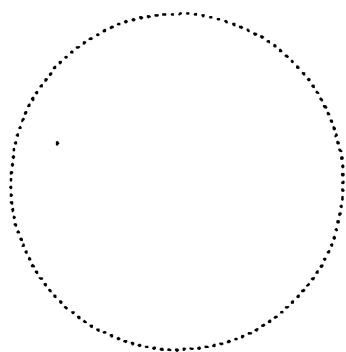
- (8) 証明手数料は1通毎に、第24号「イ」又は「ロ」の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (10) 申請書、証明書及び原文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 公印証明 (24のイ)

CERTIFICAT

L'Ambassade du Japon | certifie que le sceau (officiel) du
Le Consulat Général du Japon |

Directeur, Bureau des Affaires Juridiques de Tokyo, Gouvernement du
Japon, apposé sur le document ci-joint, est authentique.



à , le
(lieu) (date)

.....
(signature)

(Nom et prenom) :
(titre) :

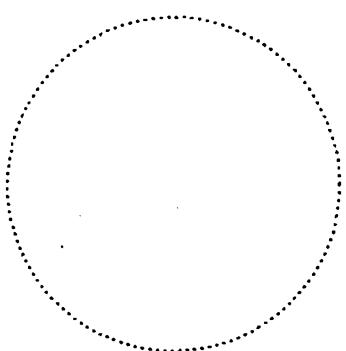
Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(仮語) 学校長印証明 (22のロの例)

CERTIFICAT

L'Ambassade du Japon | certifie que le sceau du Directeur,
Le Consulat Général du Japon |

Lycée Supérieur Sakura Gakuen, apposé sur le document ci-joint, est
authentique.



à , le
(lieu) (date)

.....
(signature)

(Nom et prenom) :
(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

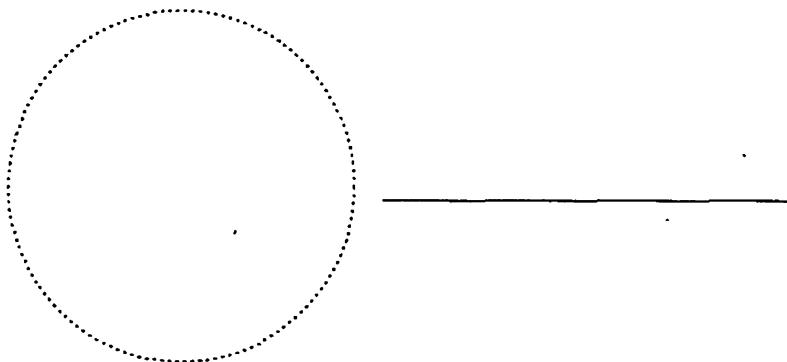
(西語) 公印証明 (24のイ)

No

CERTIFICADO

Por el presente documento, certifico que el sello oficial
del Director de la Delección de Asuntos Juridicos de Tokio, estampado
en el documento adjunto, es autentico.

Y para que conste, a fin de que asi pueda acreditarlo el
interesado (la interesada), se expide la presente certificación
en Madrid, a.....de.....de dos mil



(Derechos:)

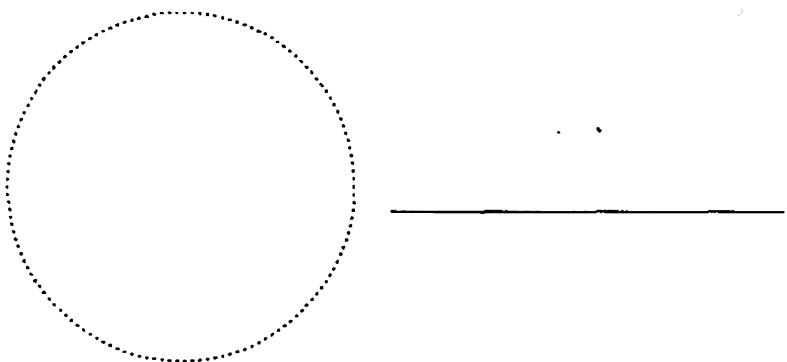
(西語) 学校長印証明 (22のロの例)

No

CERTIFICADO

Por el presente documento, certifico que el sello del
Director del Colegio de Sakura Gakuen, estampado en el documento
adjunto, es auténtico.

Y para que conste, a fin de que asi pueda acreditarlo el
interesado (la interesada), se expide la presente certificación
en Madrid, a.....de.....de dos mil



(Derechos:)

(1) 公印

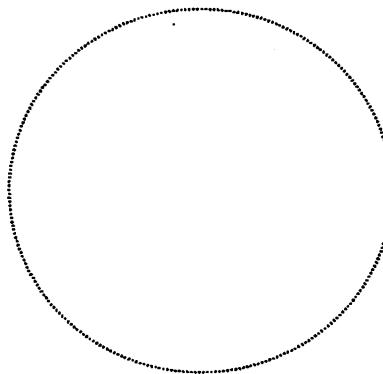
Cert. No.

CERTIFICATE

This is to certify that the (official) seal of the Director, Tokyo legal Affairs Bureau,
Japanese government, affixed to the accompanying document, is genuine.

.....
.....
(Place)

(Date)



(Fee.)

(2) 校長印

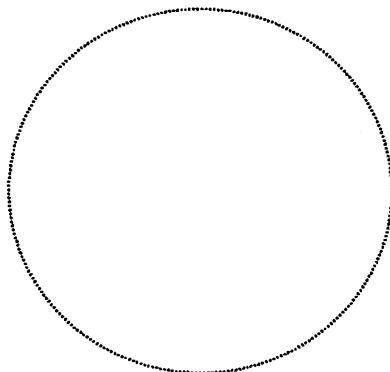
Cert. No.

CERTIFICATE

This is to certify that the seal of the Principal, Sakura Gakuen Senior High School,
affixed to the accompanying document, is genuine.

.....
(Place)

.....
(Date)



(Fee.)